

◆ 理不尽な現実「部落差別」を解消しよう

人権コラム 心、豊かに

“就職・結婚”は、人生の中で希望にあふれる節目。それを生まれた場所や住んでいる場所を理由に拒まれる—誰もが、生まれて来る「時」「場所」「家族」を選ぶことはできません。

このように、自分自身ではどうすることもできない事実によって理不尽な差別を受ける—それが、部落差別であり、日本固有の人権問題といわれる「同和問題」です。

平成 28 年 12 月 16 日、「現在もなお部落差別が存在する」と明記された『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行されました。この施行によって、国や地方自治体には部落差別の解消を目指して「相談体制の充実」、「教育・啓発の推進」、「部落差別の実態調査」に取り組んでいくことが求められています。

かつては、就職の際に本籍や家族構成、家族の職業など、本人の適性や能力とは関係ないことを明らかにさせられ、それが合否に影響するといった事例が存在していました。

また、全国の被差別部落の名称や所在地をまとめた差別図書を参考に、応募者の本籍地や住所地を調べ、合否の判断としていたこともありました。そして、このような調査は、結婚にも適用され、部落に関係することが分かると、親や親戚からの強い反対を受け、ときには家族の縁を切られることもありました。

このような実態の解消に向け、例えば、本籍地などの記入欄がない「全国高等学校統一応募書類」を使用する取組を広め、さらには、戸籍や住民票の不正取得をなくすと共に、身元調査に協力しない意思表示となる「本人通知制度」を導入しましたが、いまでも日本から理不尽な現実が消え去っていません。

法務省の発表では、同和問題に関する人権侵犯処理件数は、平成 26 年で 107 件、平成 27 年は 113 件となっています。「部落差別は過去のこと。終わったこと。」ではなく、今も存在します。この現実から目をそらさず、真剣に考えるときです。